

第1号議案 2007年度事業・活動報告に関する件

はじめに

この一年間に、社会が大きくターニングポイントを曲がってしまったように感じている。将来を保障できるか大きな疑念が年金問題で膨らみ、雇用問題、燃料費の高騰による第二次産業だけでなく、第一次産業現場からの悲鳴、悲惨な通り魔事件、政治に目を向けても二酸化炭素の削減では、環境ビジネスに遅れをとっている日本は、海外から排出権を買わねば達成できないような大きな約束を世界にしてしまった。

ましてや、二酸化炭素削減のために燃料費高騰を容認するような政府関係者の発言には耳を疑った。私の仕事の回りでも、「これは本当に意味があることなのか？」考えさせられる施策も打ち出されている。

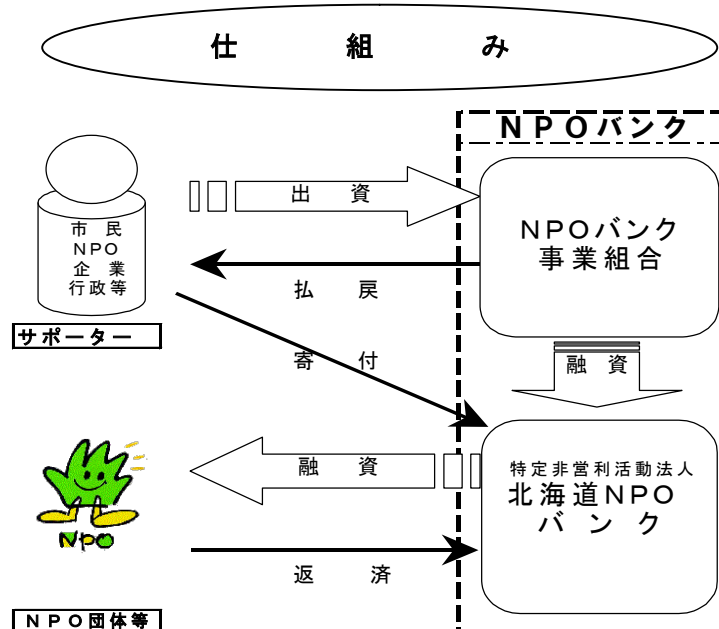
だからこそという、大げさに聞えるかもしれないが、生活目線に立ったコミュニティの創造、それを養えるビジネス感覚、マネージメントが求められていると思う。このような社会情勢の中で、NPOバンクの役割は、このマネージメントの部分への細やかなサポートを関連NPOと一緒に行ってゆく必要もあると考えている。

NPOバンク事業組合 理事長 高木晴光

※NPOバンクとは

様々な地域課題の解決や、地域資源の活用などに積極的に取り組むNPOなどの市民活動団体に融資する金融システムの総称です。

サポーターからの出資を受けるNPOバンク事業組合と、NPOなどの市民活動団体に融資する特定非営利活動法人北海道NPOバンクにより構成されます。



**【事業内容】**

## 1 出資状況(2008年6月末現在)

NPOバンク(NPOバンク事業組合／北海道NPOバンク)の原資増加を図るべく、パンフレットの作成、ホームページによる掲示などに努めました。

■出資総額(累計、()内は2006年度) 43,779,500円(41,179,500円)

■出資団体等(累計、()内は2006年度)

NPO:109(99) 企業・団体:6(6) 行政:1(1) 個人:141(131)

## 2 融資状況(2008年6月末現在)

特定非営利活動法人北海道NPOバンクに対して、劣後ローンにより融資を行いました。

■融資総額(累計) 37,000,000円

うち500万円は三ヶ月ローン資金枠

## 3 関係団体との連携

- 1 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、資金面でのNPO支援を行いました。
- 2 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、市民やNPO団体への広報周知に努めるとともに、北海道内の自治体や企業・団体に対して、協働の推進を働きかけました。
- 3 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、市民やNPO団体が出資しやすい環境(システム)づくりを検討しました。
- 4 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPO団体等の相互扶助を促し、NPO団体等からの出資を募る取り組みを進めました。
- 5 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPOバンク(NPOバンク事業組合／特定非営利活動法人北海道NPOバンク)に係る独自資料の作成など、大学や専門家の支援を受けながら、情報発信を行いました。
- 7 全国 NPO バンク連絡会と連携して、金融商品取引法の施行や貸金業規制法の改正について対応しました。

## 第2号議案 2007年度収支決算報告、監査報告に関する件

## 収支計算書

自2007年7月1日 至2008年6月30日

NPOバンク事業組合

(単位: 円)

	科目	予算	決算	達成率
I 経常収入	NPO共生連帯出資金	800,000	340,000	42.5%
	NPOバンクサポーター出資	1,100,000	2,370,000	215.5%
	寄付金収入	500	0	0.0%
	雑収入	1,300	7,010	539.2%
		1,901,800	2,717,010	142.9%
II 経常支出 管理費	貸付金支出	0	0	0.0%
	出資金支出	110,000	110,000	100.0%
	事務費	500	0	0.0%
	合計	110,500	110,000	99.5%
	経常収支差額	1,791,300	2,607,010	—
	当期収支差額	1,791,300	2,607,010	—
	前期繰越収支差額	4,180,817	4,180,817	—
次期繰越収支差額	5,972,117	6,787,827	—	

1 資金の範囲は、現金預金、仮払金です。

2 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	4,070,817	6,787,827
仮払金	110,000	0
額	4,180,817	6,787,827

## 貸借対照表

2008年6月30日現在

NPOバンク事業組合

(単位: 円)

資産の部		負債及び正味財産の部		
I 資産の部		II 負債の部		
流動資産		流動負債		
現金・預金	6,787,827			
立替金	0			
流動資産合計	6,787,827	流動負債合計		0
固定資産		負債合計		0
貸付金	37,000,000	III 正味財産の部		
		出資金	43,779,500	
		剰余金	8,327	
固定資産合計	37,000,000	正味財産合計		43,787,827
資産合計	43,787,827	負債及び正味財産合計		43,787,827

## 財 産 目 録

2008年6月30日現在

(単位: 円)

NPOバンク事業組合

		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	手許現金	0	
普 通 預 金	北海道労働金庫本店	4,910,407	
普 通 預 金	北海道銀行南一条支店	1,247,420	
郵 便 振 替	南一条中郵便局	630,000	
流動資産合計			6,787,827
2 固定資産			
貸 付 金	北海道NPOバンクへ	37,000,000	
固定資産合計			37,000,000
資産合計			43,787,827
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			0
1 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			0
正味財産			43,787,827

## 会計監査報告

監査を実施した結果、財務諸表は適正に処理されていることを認めます。

2008年 7月 23日

監 事 小 沼 千 佳 子

参考資料 1

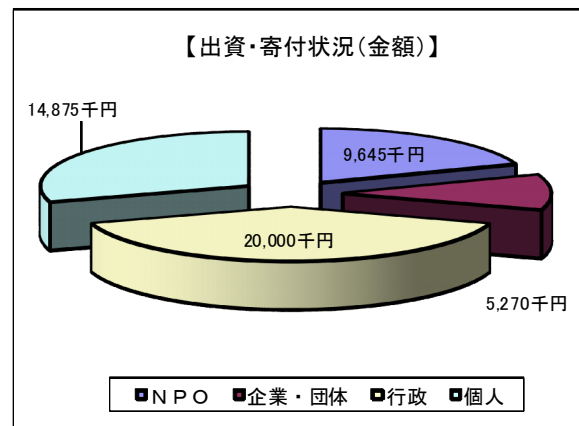
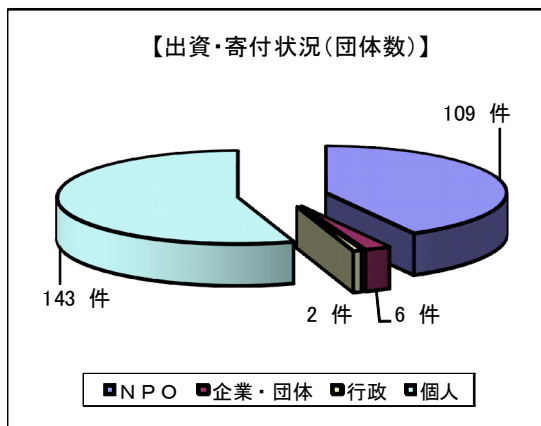
■ NPOバンク(NPOバンク事業組合/北海道NPOバンク)総括表 (2008.6.30 現在)

# NPOバンク出資・融資総括表

## 1 出資・寄付金状況(収入)

内訳

NPOバンク	内訳			
寄付金+出資金	NPO	企業・団体	行政	個人
¥ 49,789,500	109 件	6 件	2 件	143 件
	金額 ¥9,645,000	金額 ¥5,270,000	金額 ¥20,000,000	金額 ¥14,874,500



■参考資料[割合]

	NPO	企業	行政	個人
件数	41.9%	2.3%	0.8%	55.0%
金額	19.4%	10.6%	40.2%	29.9%

## 2 融資状況(支出)

NPOバンク	合計	一般融資	三ヶ月ローン	出世払いローン	環境省事業
		金額	金額	金額	金額
融資額	¥ 203,270,000	¥ 193,270,000	¥ 2,700,000	¥ 2,300,000	¥ 5,000,000
融資件数	127 件	115 件	6 件	3 件	3 件
返済額	¥ 178,777,867	¥ 176,012,782	¥ 2,765,085	¥ -	¥ -
返済日未到来分	¥ 26,651,557	¥ 19,223,833	¥ -	¥ 2,327,724	¥ 5,100,000

## 3 原資状況(残額)

NPOバンク
原資額
¥ 25,297,367

## 4 資金用途別融資状況(一般融資)

	融資金額		融資件数	
	金額	割合	件数	割合
つなぎ資金	¥ 107,170,000	55.5%	65件	56.5%
運転資金	¥ 76,300,000	39.5%	44件	38.3%
設備資金	¥ 9,800,000	5.1%	6件	5.2%
合計	¥ 193,270,000	100.0%	115件	100.0%

## 第3号議案 2008年度事業・活動計画に関する件

- 1 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、資金面でのNPO支援を行います。
- 2 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、市民やNPO団体への広報周知に努めるとともに、北海道内の自治体や企業・団体に対して、協働の推進を働きかけます。
- 3 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、市民やNPO団体が出資しやすい環境(システム)づくりを検討します。
- 4 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPO団体等の相互扶助を促し、NPO団体等からの出資を募る取り組みを進めます。
- 5 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPOバンク(NPOバンク事業組合/特定非営利活動法人北海道NPOバンク)に係る独自資料の作成など、大学や専門家の支援を受けながら、情報発信を行います。
- 6 特定非営利活動法人北海道NPOバンクに対して、劣後ローンにより融資を行います。  
予定融資額:500万円。
- 7 全国 NPO バンク連絡会と連携して、金融商品取引法の施行や貸金業規制法の改正について対応します。

## 第4号議案 2008年度収支予算に関する件

収 支 予 算 書  
自2008年7月1日 至2009年6月30日

NPOバンク事業組合

単位:円

	科目	前年度決算	予算	備考
I 経常収入	NPO 共生連帯出資金	340,000	350,000	NPOからの出資金
	NPOバンクサポーター出資金	2,370,000	1,500,000	企業 篤志家からの出資金
	寄付金収入	0	500	
	雑収入	7,010	5,000	預金利息
		2,717,010	1,855,500	
II 経常支出	貸付金支出	0	5,000,000	
	出資金支出	110,000	110,000	
	管理費 事務費	0	500	
	合計	110,000	5,110,500	
	経常収支差額	2,607,010	-3,255,000	
	当期収支差額	2,607,010	-3,255,000	
	前期繰越収支差額	4,180,817	6,787,827	
	次期繰越収支差額	6,787,827	3,532,827	

## 第5号議案 定款変更について

現行	変更後
<p>(相続による加入)</p> <p>第11条 死亡した組合員の相続人は、第7条に準じ、加入申込書により3カ月以内に届けなければならない。</p> <p>2 前項による届け出が出された場合、相続開始の時に組合員となったものと見なす。</p> <p>3 第1項による届け出がない限り、相続人は組合員としての地位を主張できない。</p> <p>4 被相続人の持ち分につき、第8条第1項の要件を満たす限り、相続人で分割することを妨げない。</p>	<p>(相続による加入)</p> <p>第11条 死亡した組合員の相続人は、第7条に準じ、加入申込書により3カ月以内に届けなければならない。</p> <p>2 前項による届け出が出された場合、相続開始の時に組合員となったものと見なす。</p> <p>3 被相続人の持ち分につき、第8条第1項の要件を満たす限り、相続人で分割することを妨げない。</p> <p>4 第1項による届け出がない限り、相続人は<u>出資金を当組合に寄付したものとみなす。</u></p>

附則(施行期日) 1. この定款は、2006年1月1日から一部改訂、施行する。

## 第6号議案 役員の改選について

## 第7号議案 その他